

栃木県過疎地域自立促進方針（案）の概要

- 性 格：平成22年4月に改正施行された過疎地域自立促進特別措置法に基づき、本県の過疎地域の自立を促進するための方針を定めたものです。
- 期 間：平成22年度～平成27年度までの6年間
- 対象地域：
 - ・日光市のうち旧足尾町・旧栗山村の区域
 - ・茂木町
 - ・那珂川町



I 基本的な事項

1 過疎地域の現状と課題

ア 人口の状況

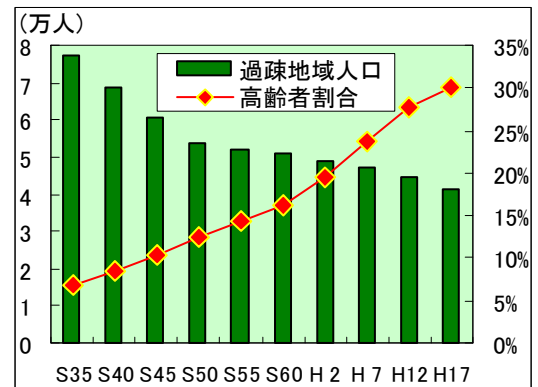
- 過疎地域¹では人口減少が続き、近年、減少率は拡大傾向にあります。現在のような傾向が続くと、大幅な人口減少とともに、高齢化も進行すると予想され、地域活力の低下が懸念されます。

〔県内人口の推移(国勢調査データ)〕 (単位:人)

	S35	S45	S55	H2	H12	H17
過 疎	77,401	60,460	51,985	48,989	44,673	41,449
非過疎	1,436,223	1,519,561	1,740,216	1,886,179	1,960,144	1,975,182

〔県内高齢者(65歳以上)割合の推移(国勢調査データ)〕 (単位:%)

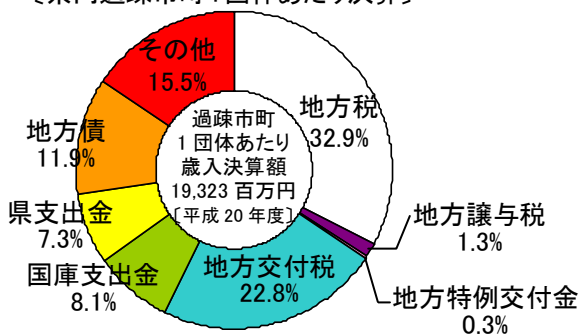
	S35	S45	S55	H2	H12	H17
過 疎	6.9	10.3	14.3	19.5	27.7	30.2
非過疎	6.2	7.6	9.2	12.1	16.9	19.2



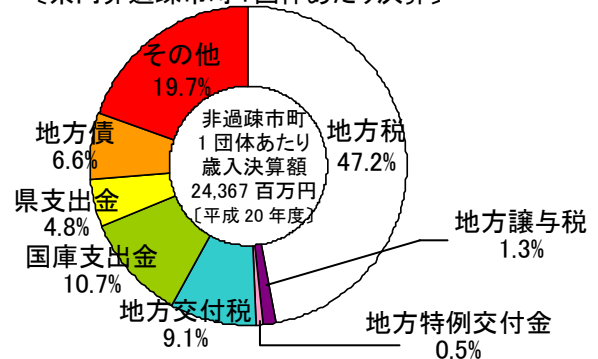
イ 財政の状況

- 過疎市町²においては、歳入に占める地方税の比率が3割程度(平成20年度)であるなど、自主財源が不足しており、この不足分を地方交付税や地方債でまかなう、依存財源型の財政構造となっています。

〔県内過疎市町1団体あたり決算〕



〔県内非過疎市町1団体あたり決算〕



ウ 公共施設等の状況

- これまでの過疎対策の結果、交通体系や生活環境の整備に一定の成果が見られるものの、依然として、公共施設の整備・普及水準や産業面において、非過疎地域との格差が認められます。

¹ 旧足尾町、旧栗山村、茂木町、那珂川町

² 日光市(全域)、茂木町、那珂川町

2 時代に対応した新たな過疎対策の基本的方向

(1) 過疎地域が有する役割・意義と対策の必要性

- 過疎地域は、次のような大きな役割を担っているとともに、貴重な価値を有しています。

県民全体の安全・安心な生活への寄与

災害防止 / 地球温暖化防止
水源かん養 / エネルギー供給
安全・安心な食料供給 / 生物多様性保全
良好、豊かな自然環境の原点 等



都市部にはない過疎地域ならではの価値

癒し、安らぎを与えてくれる場
豊かな自然環境、美しい景観
個性豊かな伝統文化・歴史遺産・生活様式
多様なライフスタイル実現の場 等

- こうした公益的・多面的な役割・意義を考えれば、過疎地域が健全に維持されていることは、都市部を含めた県民全体の安全・安心な生活につながることであります。
- よって、本県における過疎対策は、過疎地域と都市部との共生・互恵を図るための対策と捉え、積極的に展開していくこととします。

(2) 新たな過疎対策の本県の基本的な考え

ア 基本方針

- 本県においては、次の2つを両立させながら過疎対策を進め、過疎地域の自立を目指すことを基本とします。

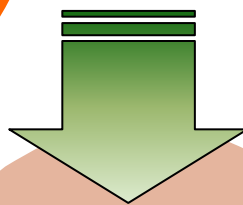
地域間格差の是正

道路、排水処理施設といった公共施設の整備遅れ解消、生活交通や医療の確保など、非過疎地域との格差の是正を図るための対策を着実に実施



地域の個性・資源を活かした活力の創出

人口減少や高齢化が進んだ中であっても、豊かな自然、美しい景観、固有の伝統文化、歴史遺産といった各地域が持つ個性・資源を活かし、活力に満ちた社会の実現を図るための対策を実施



過疎地域の自立促進

イ 目指すべき将来像

- 本県においては、次の3つの将来像を描きながら、過疎対策を推進します。

ゆとりと活力ある地域社会

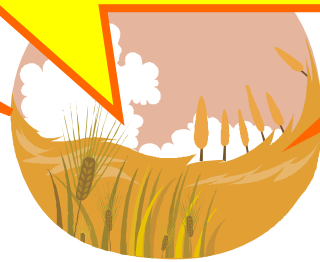
豊かな自然環境、美しい景観、個性的な文化・歴史遺産などの地域資源を保全、継承、発信していくことで、自らの地域に誇りと愛着を持つことのできる、ゆとりと活力ある地域社会を目指します。

開かれた地域社会

地域間交流や UJI ターンなどを地域の活力創出にうまく結びつけていくために、人々が気軽に滞在・居住できるような魅力づくりと受入体制を整えるなど、誰にでも広く開かれた地域社会を目指します。

生きがいに満ちた生涯現役社会

高齢者などが地域社会への参加が容易にできる環境の整備を図るとともに、医療体制の充実に努め、地域住民が自分の能力を発揮し、生きがいを持って暮らせる生涯現役社会を目指します。



ウ 県が過疎対策を行なうに当たり留意する視点

市町域を超えた行政課題の対応や広域的視点からの事業調整

- ・ 行政における過疎対策は基本的には市町の取組が中心となりますが、市町域を超えた課題については、県が広域的自治体の立場から率先して対処するとともに、県の有するコーディネイト機能やノウハウを活かしながら関係市町との調整・連携を図り、過疎市町の取組を補完・支援していきます。

行政サービスの高度化・専門化・効率化への支援

- ・ 地方分権推進改革の進展に伴い、各種行政サービスの提供にあたっては、より高度・専門的かつ効率的な能力を発揮することが求められています。県の保有するノウハウ・技術や専門的人材などを活かし、住民ニーズに合った行政サービスが確保されるよう、過疎市町の取組を支援していきます。

積極的なソフト施策の推進・支援

- ・ これまでのハード施策に加えて、地域の活力を創出することを目的に、交流・移住推進、高齢化集落の活性化、人材の確保・育成、既存の設備の有効活用といったソフト施策も進めていきます。
- ・ 過疎市町においては、ソフト事業にも有利な財源措置（過疎債）が活用できるようになったことから、過疎対策に有効なソフト施策がスムーズに実現・実行されるよう、積極的に支援していきます。

新たな時代の“公（おおやけ）”による地域づくり

- ・ 今後、実効性ある対策を行なっていくためには、県・市町の行政だけではなく、地域住民をはじめ、ボランティア、NPO、企業、関係団体などが、それぞれの強みを活かしながら、連携・協働していくことが重要となります。各主体の創意工夫溢れる取組により、新たな価値を創造することで、魅力的な地域が形成されるよう、多くの方々に参画いただきながら、過疎対策を進めていきます。

II 分野別の方針と対策

- 産業、交通、情報、医療、教育、文化などの個別の分野において、格差是正、活力創出のための施策をハード・ソフト両面で総合的に展開していきます。

1 産業の振興

- * 農工商連携、第6次産業化、グリーンツーリズム、農林業体験などの交流産業を推進します。
- * 豊富な森林資源を活用した環境産業、資源循環型産業など、新たな産業の振興を推進します。
- * 民間や地域団体などが展開するコミュニティビジネス、地産地消の取組などの支援に努めます。
- * 新たな地域産品や商品デザインの開発、商品の差別化・高付加価値化を図り、商品イメージの向上やブランド化を推進します。また、これらを活用した地場産業の立ち上がり支援など、起業の促進に努めます。
- * 美しい自然や、様々な観光施設、伝統ある歴史・文化などの地域資源を活かした魅力ある観光・レクリエーション地域としての整備を推進します。

2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流・連携の促進

- * 国・県・市町道、農林道の整備により、産業振興と住民利便性向上を図るとともに、広域道路ネットワークの形成に努めます。また、整備済の道路の長寿命化を図るなど適切な補修・管理に努めます。
- * バス、鉄道など交通手段の整っていない地区について、デマンドバス、乗合タクシーの導入などを進め、身近で使い勝手の良い交通手段の確保に努めます。
- * ブロードバンド網、携帯電話網など整備された情報ネットワークインフラを利活用し、産業、文化などの振興や、教育、保健福祉などの住民サービスの向上を図ります。
- * 体験型・滞在型観光の展開や、他地域との協力・連携体制の構築など、地域間交流・連携を積極的に拡大していきます。また、空き家や耕作放棄地を有効活用し、田舎暮らし体験環境を整備するなど、都市住民の受け皿づくりを推進します。

3 生活環境の整備

- * 上水道、下水道などの生活環境インフラについては、安全・安心な生活を続けるために不可欠な基盤であることから、地域の実情の応じた施設の整備やその維持管理方策について、計画的・効率的な措置を行い、シビルミニマムの確保を図ります。

4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- * 高齢者一人ひとりが安心して生活できるよう、介護保険制度などの円滑な実施体制の整備に努めるとともに、介護サービス基盤整備を、広域的な配置にも配慮しながら進めていきます。
- * 生きがい対策として、老人クラブの育成・活性化や、シルバー人材センターの充実など、高齢者が積極的に社会活動へ参加できるような環境づくりに努めます。
- * ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイなどの保健福祉サービスの充実を図るとともに、人材の育成、確保に努めます。
- * 見守り活動やサロンづくりなどを支援するとともに、自治会、ボランティア、医療機関、介護サービス事業者などのネットワークを構築し、地域における支え合いの推進を図ります。

5 医療の確保

- * 住民が安心して医療を受けられるよう、無医地区における巡回診療事業を実施するとともに、へき地診療所やへき地医療拠点病院の施設・設備の充実を図ります。
- * 医師修学資金貸与や医師の派遣などにより、医師確保の取組を支援するとともに、へき地での医療の質の向上や専門的な医療との連携確保を図ります。
- * 重篤な患者が発生した場合については、ドクターヘリを活用し、適切な救急措置を行ないます。
- * 無歯科医地区の巡回診療を実施するなど、特定診療科についても、地域の実情に応じた医療の提供に努めます。

6 教育の振興

- * 児童生徒がいきいきとした学習活動や学校生活を送れるよう、学校教育の充実を図るとともに、教育施設の改築、耐震化などの対策を行い、良好な学校教育環境を確保します。
- * 学校統廃合に伴う廃校舎について、都市との交流拠点や子どもの体験活動のフィールドとして再整備するなど、様々な形で有効活用が図られるよう調整を進めます。
- * 児童生徒の通学負担を減らすため、スクールバス配置の促進などの通学支援策を行ないます。
- * 社会体育施設や社会教育施設などについて総合的活用を促進するとともに、社会教育活動への参加を促すプログラム開発するなど、多様な学習機会の確保に努めます。

7 地域文化の振興

- * 地域文化の振興を通して、住民が自信、誇り、愛着を保持・創出できるよう、多彩で自由な文化活動を促進するとともに、文化の再発見や掘り起こしなどに努めます。
- * 特色ある文化を多くの人に知ってもらうため、文化に関する情報を広く活用できるネットワークを整備するとともに、地域内外へ広く情報発信することで、地域を越えた交流を促進していきます。

8 集落機能の維持・活性化

- * 少子高齢化が進行した集落において、集落の問題を自らの課題として捉え、自ら集落の将来像を描くことができるよう、積極的にサポートしていきます。
- * 地域の自主的・自発的活動が行われるよう、各種人的支援制度の活用を促進していきます。
- * 地域住民が郷土の魅力を再認識し、自らの創意工夫により地域の自立が図られるよう、地域資源を活かした取組、コミュニティ強化、地域間交流の促進などを図ります。

【各地域の風景】



旧栗山村（秘湯）



那珂川町（清流那珂川）



旧足尾町（植樹）



茂木町（棚田）